

# 杉並区スポーツ少年団規約

## (総則)

第1条 杉並区体育協会（以下「体育協会」という）規約第4章第19条に基づき、杉並区スポーツ少年団（以下「本団」という）に関する事項を定める。

## (事務局)

第2条 本団の事務局は、体育協会事務局内におく。

## (目的)

第3条 本団は、スポーツ、その他の文化活動を通じての単位スポーツ少年団（以下「分団」という）の育成指導を図り区内少年の健全な心身の発達に資することを目的とする。

## (事業)

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① スポーツ少年団の登録・申請
- ② スポーツ少年団育成の援助と指導
- ③ スポーツテストの実施
- ④ スポーツ少年団指導者の育成と研修
- ⑤ 他の関係団体との連絡
- ⑥ その他スポーツ少年団の育成に必要なこと

## (登録)

第5条 本団の加入は登録をもって行い、同時に東京都スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団に登録される。

- 2 登録は、当該年度に新しく結成した分団の団員とその指導者の新規登録及び引続き登録する分団の団員とその指導者の更新登録とする。
- 3 本団への登録は、日本スポーツ少年団所定の用紙により手続きするとともに、次に掲げる諸事項を備えることを必要とする。
  - ① スポーツ少年団活動の理解と実践
  - ② 団規約等制定
  - ③ 適切な指導者数
  - ④ 年間指導計画の整備
  - ⑤ 母集団の確立
  - ⑥ 本団への協力体制等

(組織)

第6条 本団は、杉並区内の登録分団により組織する。

(役員)

第7条 本団に次の役員をおく。

- ① 本部長 1 名
- ② 副本部長 若干名
- ③ 常任委員 20名以内
- ④ 委員 登録団数程度
- ⑤ 会計 2 名
- ⑥ 会計監査 2 名

2 顧問等の名誉役員を委員会の決議を経ておくことができる。

(役員を選出)

第8条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- ① 本部長、副本部長、会計監査は委員会で選出し、体育協会理事会の承認を受ける。
- ② 委員は、次に掲げる関係団体等から選出する。
  - ア 体育協会 若干名
  - イ 分団責任指導者 各分団1名
  - ウ 分団父母代表 若干名
  - エ 杉並区スポーツ少年団指導者協議会 若干名
  - オ 委員会で推薦した者 若干名
- ③ 常任委員は、委員会において委員の中から選出し、本部長が委嘱する。  
また、本部長は委員会に諮って学識経験者等から、常任委員を委嘱することができる。
- ④ 会計は、委員会において選出し、本部長が委嘱する。

(任務)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ① 本部長は本団を代表し、会務を統括する。
- ② 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代理する。
- ③ 会計は本団の会計を司る。
- ④ 会計監査は本団の経理を監査する。
- ⑤ 名誉役員は本部長の諮問に応じる

(委任)

第10条 本規約に必要な事項は別に定める。